

那覇港浦添ふ頭地区に関する三者会談の早期実現を求める意見書

本市の西海岸においては、沖縄西海岸道路、浦添北道路及び臨港道路浦添線が開通し、県道浦添西原線港川道路においても、暫定ながら2車線で供用が開始され、国道58号の渋滞緩和、県内の物流機能の円滑化や通勤通学時の時間短縮、また渋滞による生活道路への通過交通の抑制など幅広い分野において効果が広がっている。

また臨港道路浦添線と牧港補給地区に挟まれた約8.5haの敷地には、新たな付加価値を持つ、にぎわいとゆとりのある質の高い土地利用を図る地区として、県内初進出の株式会社パルコと地元の株式会社サンエーが提携し、「サンエー浦添西海岸PARCO CITY（パルコシティ）」が平成31年夏の開業に向け事業を展開している。

さらに平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、西海岸の後背地にある牧港補給地区は、2025年またはそれ以降の返還と具体的に示され、浦添ふ頭地区と一体的な整備を進めることで、観光立県として県経済の自立化の一翼を担い、沖縄振興の新たな展望を切り開くものと期待できる。

このように本市のみならず沖縄県、那覇市にとっても経済活性化に大きく寄与するものと確信する西海岸地域では、取り巻く状況の変化に取り残されることなく西海岸開発を推し進め、浦添ふ頭地区の早期整備を行う必要性を痛感している。現在、那覇港湾施設移設に関する協議会の次回開催については、浦添ふ頭地区に設置する那覇港湾施設代替施設の位置について、地元の合意形成が図られた後に開催すると、構成団体において確認されていることから、那覇港を管理する構成団体の長である沖縄県、那覇市、浦添市で意見交換をすることによって、基地負担の軽減や、沖縄県全体の経済・観光の発展に寄与することができるものと考えられる。しかし、三者会談が早期に実現しない場合、西海岸開発が進展しない状況に陥ることから、浦添市の自己決定権に基づき地先主義による事業の推進も検討していかなければならない事態になりかねない。

よって本市議会は、沖縄県知事、那覇市長、浦添市長の三者会談の早期実現を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

浦添市議会

宛先

沖縄県知事 那覇市長